

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、経営理念を基本としております。

『経営理念』

1. 社会に価値ある製品を
常に社会の求める製品の創造につとめ よりよい品質によって 社会の発展に貢献する
2. 企業に利益と繁栄を
常に衆知を集めて企業の繁栄をめざし 利益の確保につとめ 社会的責任を全うする
3. 社員に幸福と安定を
常に新たな英気をもって未来をみつめ 信頼と協調によって 社員の幸福と安定したくらしをはかる

時代がどのように変わろうとも、当社の最も重要な社会的責任は、メーカーとして社会に価値ある「ものづくり」にあります。「ものづくり」を通じ、お客様の満足を実現し、利益を生み出すことで、企業の継続的発展があるとの視点に立ち、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供の対応】

当社は、海外投資家の比率や対応に必要な諸条件等を総合的に勘案し、現時点では、英語での情報の開示・提供はしていません。今後、海外投資家の議決権比率や要望の状況等を踏まえ、対応の検討を進めてまいります。

【基本原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただくために、1名の独立社外取締役を選任しております。同社外取締役は、取締役会で有益な発言を行って頂いており、独立社外取締役として会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄するとの役割を十分に果たして頂いていると考えております。将来的な増員については、事業規模の拡大に応じてその都度検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【基本原則1-4 いわゆる政策保有株式】

・政策保有に関する方針

取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、政策保有株式を保有します。また、その保有・買い増し・処分の要否について「取締役会規程」に基づき、取締役会にて決議いたします。

・議決権行使の基準

当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

【基本原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が取締役、監査役及び主要株主等と取引を行う場合には、当該取引につき重要性が高いと判断する事項について、取締役会にて決議しております。なお、取引条件等については第三者の取引と同様に決定しております。

【基本原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、以下のURLに開示しております。

(URL: http://www.sansha.co.jp/user_data/company/philosophy.php)

経営に関する情報については、「決算説明会」や当社ウェブサイトを通じ、開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等は、客観性と透明性を備え、かつ持続的な成長と企業価値の向上に向けて適切にインセンティブを付与することを方針とし、定額支給である報酬と、業績と連動する賞与から構成されます。報酬に関しては株主総会で決議された総額の範囲内で、賞与に関してはROEを基準とした業績と連動した形で「取締役報酬等規程」に基づき決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 当社の社内取締役及び社内監査役の候補者指名については、その知見・実績を踏まえた上で、候補者を選定することとしております。
 社外取締役及び社外監査役の候補者については、東京証券取引所の定める独立性の要件に基づき、当社との間に特別な人的関係、資本関係
 その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考え、選任しております。
 取締役及び監査役の候補者については、取締役会での審議を経て株主総会にてその選任理由とともに付議されます。
 なお、監査役候補者は監査役会の同意を得ております。

(5)「基本原則3-1(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に係る個々の選任・指名についての説明
 取締役及び監査役の選任理由については、選任議案を上程する株主総会招集通知に記載しており、当社ウェブサイトでも掲載しております。
 (URL: <http://www.sansha.co.jp/ir/meeting.html>)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】
 当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員制度を設け、経営の意思決定と
 業務執行の分離の確立を図っております。
 また、日常の業務執行の状況につきましては、経営企画会議で確認を行っております。

【基本原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
 当社では、社外取締役の独立性について、東京証券取引所の定める独立性の要件に基づき判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】
 取締役会は、当社の事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、社内の各機能・事業分野について専門
 能力・知見を有する社内取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実に係る知見のある社外取締役によ
 り、取締役会を構成することを基本方針としております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼務状況】
 社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通
 じ、開示しております。社外取締役1名が当社以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、その他の取締役・監査役は他の上場会社
 の役員を兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要】
 取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として取締役及び監査役を対象に、取締役会全体の実効性に関する
 自己評価を行い、その自己評価結果に基づき、分析・評価を行いました。2017年度の分析・評価は前年度に課題としていた取締役会報告事項
 の範囲と内容について改善が認められました。今後も取締役会の実効性向上に向け、継続的な改善を行ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
 当社は、取締役・執行役員に法務・コンプライアンスについて適切な説明を行い、必要に応じて外部機関を活用し、経営スキルを習得する研修も
 実施しております。また、監査役においても、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得
 しております。

【基本原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
 持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主ととも
 に当社を成長させていくことが重要と認識しております。
 当社では、広報部をIR担当部署とし、関係部署と連携の上、アナリスト・機関投資家向け決算説明会やミーティングの開催、個人投資家向けイベ
 ントへの参加に加え、当社ウェブサイトや電話を活用し、株主・投資家との対話の充実に努めております。
 対話を通じて得た株主・投資家からの意見につきましては、広報部が取りまとめ、定期的に取締役会及び経営企画会議へ報告を行い、取締役及
 び監査役との情報共有を図っております。
 また、対話の際には、「ディスクロージャーポリシー」に則り、インサイダー情報の漏えいに留意しております。なお、各四半期決算期日の翌日から
 当該四半期決算発表日までは「沈黙期間」と定め、原則として決算に関する質問への回答やコメントを控えております。
 当社の「ディスクロージャーポリシー」は当社ウェブサイトに記載しております。
 (URL: <http://www.sansha.co.jp/ir/disclosure.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
パナソニック株式会社	3,364,800	22.51
合同会社みやしろ	758,000	5.07
株式会社三社電機製作所	457,099	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	360,200	2.41
三社電機従業員持株会	334,692	2.24
四方 邦夫	330,000	2.21
三井住友信託銀行株式会社	326,000	2.18
株式会社池田泉州銀行	314,000	2.10
森田 浩一	300,000	2.01
株式会社三井住友銀行	280,200	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社・上場子会社など、重要な影響を与えうる特別な事情はありません。
また、支配株主を有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇野 輝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野 輝	○	宇野 輝氏は、当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行(入行時は株式会社住友銀行)及び、同行の関係会社の業務執行者として勤務しておりました。	【社外取締役選任理由】 多くの企業での経営者としての豊富な経験と知見を活かして、当社の経営の監督と助言をしていただくために、社外取締役に選任しております。 【独立役員指定理由】 左記のとおり、当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行(入行時は株式会社住友銀行)及び、同行の関係会社において2006年2月まで業務執行者でありましたが、同行との取引は一般的な契約に基づくものであり、かつ退職後相当期間が経過し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役及び内部監査部門は、其々の監査方針に基づく年間の監査計画により、重要性及び適時性を考慮した監査を実施しており、情報の共有、監査報告会の実施等連携して効率的な監査を行うよう努めております。

また会計監査人とも適宜意見交換を行い、監査の有効性と効率性を高めております。監査の実施にあたりましては、会計上の重要な事項等について会計監査人から適宜アドバイスを受けており、決算情報のほか、会計監査、リスク及び内部統制の状況等について定期的にまたは必要に応じて報告会を実施し、情報交換を行い情報を共有するなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 洋一	弁護士													
折井 卓	税理士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

小川 洋一	○	——	【社外監査役選任理由】 弁護士としての長年の経験と法律の専門家としての高い見識があり、コンプライアンス及びリスク管理を中心に適切な監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。 【独立役員指定理由】 当該監査役は弁護士であります。当社と顧問契約は締結しておらず、また、役員報酬以外の金銭の支払いはなく、当社とは全く利害関係を有していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
折井 卓		——	【社外監査役選任理由】 税理士としての豊富な経験と財務及び会計に関する高い見識があり、当社の経営戦略について適切な監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬においては、業績連動のウエイトを高めた取締役報酬の算定と決定をしております。
 なお、役員退職慰労金制度は、2007年6月28日開催の第73期定時株主総会の終結の時をもって廃止する決議を行っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期における役員報酬の内容は、次のとおりです。
 取締役6名の報酬等の総額：141百万円(うち社外取締役1名に8百万円)
 監査役3名の報酬等の総額：19百万円(うち社外監査役2名に7百万円)
 上記のほか、使用人兼務取締役3名に対する使用人分給与33百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で支払います。
 取締役の報酬等の決定方針・手続につきましては【原則3-1】(3)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【社外取締役と社外監査役に対する情報伝達】
取締役会の招集及び議案については、事前に電子メール等で連絡するとともに、必要に応じて事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社は内規に基づき、取締役会の決議により当社の取締役又は監査役にあった者、専門領域において社会的地位を有する者、学識経験者又は実務経験者に顧問を委嘱することがあります。
その職務は専門領域に関する助言・意見を述べることであり、会社の経営に関わる意思決定には関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会で経営の基本方針及び重要な戦略を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関と位置付け、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、当社は、事業基盤の強化と経営に対する監督機能の充実を図るために、取締役の員数を8名以内とし、また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る観点から、取締役の任期を1年としております。

このほか、取締役、監査役、執行役員で構成される経営企画会議を毎月1回以上開催し、経営計画全般にわたる進捗状況の把握、課題の解決など日常的な動向を管理しており、コーポレート・ガバナンスの役割も十分果たしております。

監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠した監査方針及び監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、重要な書類等を閲覧し、本社や主要な事業所を往査し、取締役や執行役員等から職務の執行状況の報告を受けるなどにより、緊密に連携を図っております。

当社の社外監査役は2名で、財務・会計に関する知見を有する者や、独立性が高い者を選任しており、内部監査部門及び監査法人との連携を密にとり、監査役としての機能強化を図っております。

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査役及び内部監査部門とも連携し、会計における適応性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業分野は、パワーエレクトロニクス技術を基盤とする、ニッチかつ専門性の高い市場であることから、取締役については当該分野における高度な知識と経験を有する者を社内にて確保することを基本としておりますが、前期から経営基盤の安定と経営の透明性を高めるため、社外取締役を選任し、取締役会において取締役会の意思決定に関し独立した立場から適切な意見・助言を求めることとしております。

また、経営監視の観点から社外監査役の独立性を高めることにより、公正かつ客観的に企業としての社会的責任を監督する体制を図っております。当社は、法令、財務・経理等に豊富な経験と見識を持っている社外監査役を2名選任しており、両社外監査役は、法令、財務・経理等に関して豊富な経験と見識を持ち、取締役会において日常的な状況を含めて経営監視を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途に早期発送を行っております。 また、当社ウェブサイトによる招集通知の早期開示にも努めております。
その他	東京証券取引所のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知(ウェブ開示、ウェブ修正も含む)を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家・アナリストとの対話の際には、「ディスクロージャーポリシー」に則り、インサイダー情報の漏えいに留意しております。 なお、各四半期決算期日の翌日から当該四半期決算発表日までを「沈黙期間」と定め、原則として決算に関する質問への回答やコメントを差し控えております。 (URL: http://www.sansha.co.jp/ir/disclosure.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表、本決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を行っております。 また、アナリスト・機関投資家に対しては、四半期毎に個別訪問による説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・適時開示書類・IRニュースのほか、株式に関する諸手続きのお問い合わせなどを掲載しております。 (URL: http://www.sansha.co.jp/ir)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部をIR担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「取締役・執行役員倫理規程」及び「三社電機グループ行動基準」を定め、役員及び従業員全員が法令遵守と企業倫理の基本的な考えを理解し、企業価値の向上のために日々実践しております。 また、内部統制の一環として監査室内に「企業倫理ホットライン」を設置し、会社として法令違反及び不正行為を把握・是正することを目的に、直接通報・相談を受け付けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・滋賀工場に太陽光発電システムを設置し、地球環境の保全活動に取り組んでおります。 ・ISO9001及びISO14001を取得し、環境管理マニュアルと品質管理マニュアルを定め、地球環境への負荷低減を目指した事業を運営しております。 ・大阪科学技術館に自社展示ブースを設け、青少年や一般市民向けに太陽光発電をテーマに、環境にやさしい再生可能エネルギーに関する展示活動や講演活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を定め、適切な情報開示を行っております。 (URL: http://www.sansha.co.jp/ir/disclosure.html)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、その他会社の業務の適性を確保するための体制について、当社では2006年5月22日に開催された取締役会において「内部統制システムに関わる基本方針」を決定し、その整備に努めてまいりました。また2015年3月25日に開催された取締役会において、会社法等の関係法令の改正を踏まえた変更を行った上で、当該体制を継続する事を決定しました。

取締役並びに従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・当社グループは、コンプライアンスを法令・定款・社内規範・企業倫理・社会的規範の遵守と定義し、当社グループの役員及び従業員を対象に「三社電機グループ行動基準」を制定して、その遵守を図っております。
- ・当社は「コンプライアンス規程」において、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築とその徹底、推進並びにコンプライアンスに関する重要事項の検証をリスクマネジメントの一環と定義し、当社グループ全体のコンプライアンスに関わる統括責任者をリスクマネジメント委員長(=経営管理部門責任者)と定めて、コンプライアンス経営を推進しております。
- ・経営管理部門は当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員及び従業員に対する教育・各部門への指示などを行っております。
- ・内部通報制度として「企業倫理ホットライン規程」を設け、法令違反やコンプライアンスに関する疑義について当社の役員及び従業員が情報提供・相談できる仕組みを構築しております。

取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

- ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、各種委員会・会議等の議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を「文書管理規程」に基づいて保存しております。同規程では保存する文書とその期限、主管部署など詳細を定めております。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はリスクマネジメント委員会において、当社の事業活動推進にあたって想定されるリスクに対して対応方針・具体的対策を審議して各部門へ指示を行う事としております。特に品質問題については、事業ごとに設置された品質管理部門が各事業の品質保証業務を横断的に管理し、迅速かつ正確に問題の解決を図る事としております。
- ・当社グループ全体のリスクマネジメントに関わる統括責任者として、経営管理部門責任者を選任し、統括責任者を委員長としたリスクマネジメント委員会を定期的に開催する事で当社全体のリスクを一括して管理する活動を推進し、定期的にその活動内容を取締役会に報告する事としております。

取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・中期経営計画を策定し全社的な目標を定める事により、各部門が事業年度ごとに実施すべき施策を効率的に策定できる体制を構築しております。
- ・経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「取締役職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会及び経営企画会議等の会議体を経て意思決定を行う事で職務の適正性を確保しております。
- ・執行役員制度を導入する事により経営の意思決定、監督と職務執行の機能を分離し、取締役の機能強化並びに職務の効率性を確保しております。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・子会社の取締役は、営業成績、財務状況など当社から指定された経営に関する重要事項について月次で報告するとともに、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故若しくは事件が発生または発生を予見した場合には、直ちに当社の経営管理部門責任者にその内容を報告する事としております。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ・経営管理部門は「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行っております。
- ・子会社業務に対する支援業務及び管理業務は「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部門統括責任者が子会社と協議の上、適切な当社部門を指名し支援にあたらせております。

監査役職務を補助する従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役会よりその職務を補助すべき使用人をおく事を求められた場合、「内部統制システム規程」に基づき、監査役会と協議の上、適任者を選定して監査役会の承認を得て当該使用人を任命する事としております。
- ・監査役職務を補助する従業員の人事評価は監査役会が行うものとし、取締役等からの独立性を確保することとしております。

監査役への報告に関する体制

- ・監査役は取締役会への出席のみならず、その他の重要会議への出席権限を有し、取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合にはその都度監査役に報告する事としております。また、監査役は必要に応じて何時でも取締役並びに使用人に対して報告を求める事ができる事としております。
- ・監査役会は「監査役会規程」に基づき、取締役に対して取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制の整備を要請できる事としております。
- ・「企業倫理ホットライン規程」に基づき、監査室に対する内部通報については適宜その内容・調査結果などを監査役に報告する事としております。

監査役監査の実効性確保のための体制

- ・監査役会は期首に年間の「監査役監査計画」を作成し、その内容を取締役会において説明し効率的な監査を進めるとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行う事としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては組織として対応し、毅然とした姿勢で断固として拒絶することを基本方針としております。

また、「三社電機グループ行動基準」において、反社会的勢力との関係排除に向けた基本姿勢を明記しており、役員・従業員に周知徹底を図るほか、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合に備え、日常より所轄警察署、企業防衛対策協議会、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。また、これらの外部専門機関等が実施する研修会等に積極的に参加し、反社会的勢力に関する最新の情報を入手するよう留意しております。

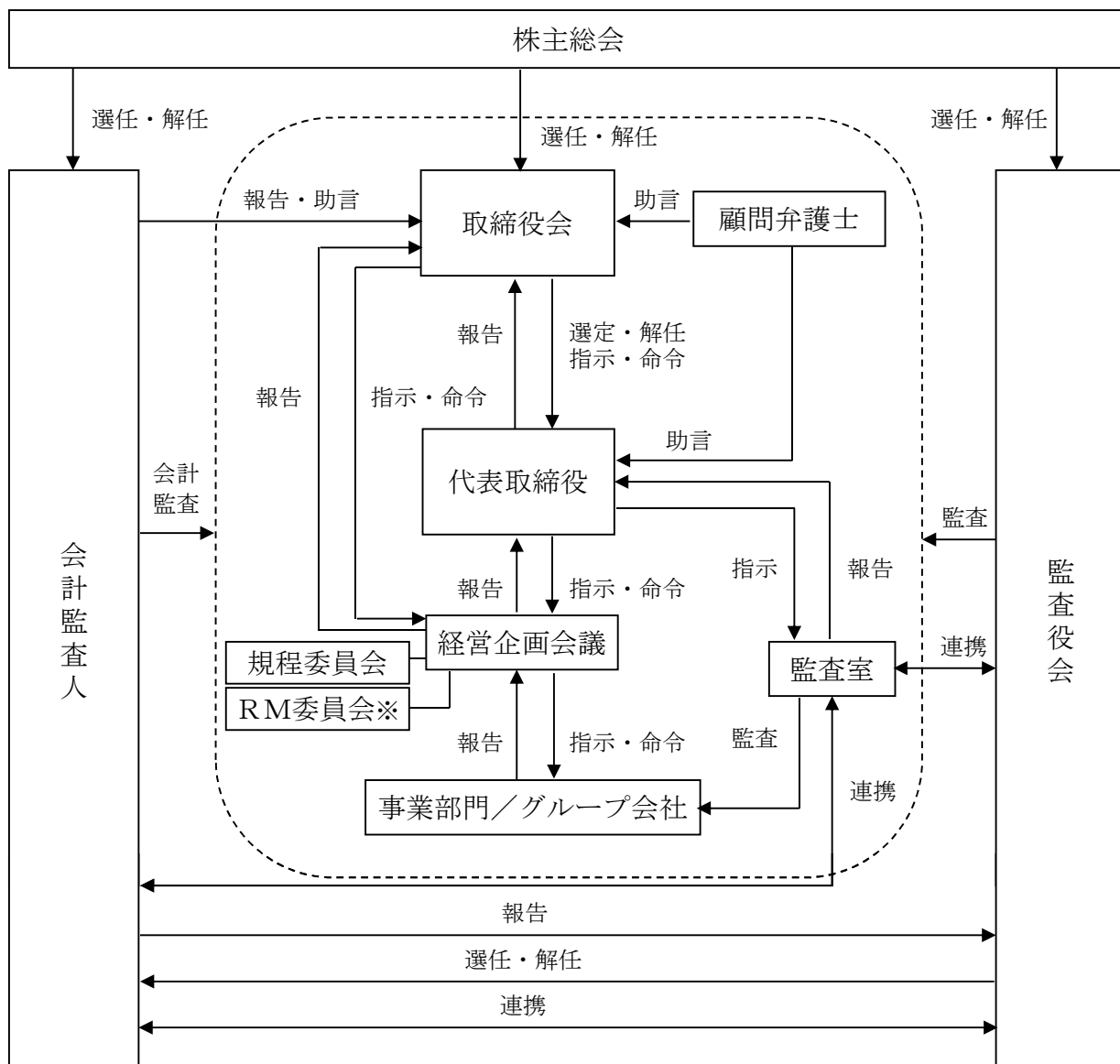
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



※ リスクマネジメント委員会